

## 第14回滋賀県景観審議会屋外広告物適正化検討専門部会 議事概要

### ■実施概要

日時：令和2年（2020年）11月6日（金） 9:00～11:00

場所：滋賀県大津合同庁舎7階7-C会議室

### ■議事（1件）

- ・屋外広告物の規制の見直しに関する検討について

### ■出席者：

1. 黒川委員、鈴木委員、高井委員、轟委員、笠原委員、和田委員（6名中6名出席）  
（欠席委員：なし）
2. 事務局6名
3. 事務局関係者2名
4. 傍聴者2名

### ■使用資料：

- ・資料1 第14回滋賀県景観審議会屋外広告物適正化検討専門部会資料（本編）
- ・資料2 地域区分図（たたき台） ※会議後回収
- ・資料3 基準表（たたき台） ※会議後回収
- ・別冊資料ファイル（屋外広告物見直し検討資料）
- ・基礎資料ファイル（滋賀県景観審議会関連例規集）
- ・基礎資料ファイル（景観行政団体景観計画）

■議事概要

委員	<p>前回 6 月に広告部会を開催し、色々なご意見をいただきましたし、7 月には景観審議会の全体会を開催し、広域部会の委員の皆様からも広告物での取組みに関してご意見をいただきました。その後、関係機関への意見照会や広告事業者への追加ヒアリングも実施しております。また、デザインや詳細基準については高井委員に、広告主との関係や技術的な部分は和田委員に個別にご相談させていただきました。</p> <p>それらの結果を踏まえて、今回、部会としての意見や方針を概ね固めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局	(屋外広告物の規制の見直しに関する検討について資料により説明)
(滋賀の風景と屋外広告物行政の方針について)	
委員	<p>そもそも論として、この審議会はふるさと滋賀の風景を守り育てることを目的に開催されていますので、一番大事な点として、ふるさと滋賀の景観とは何か、その中で守るべき景観は何か、育てるべき景観は何かということを確認にして、そこを常に意識しながら会議を進めていかないといけないと思っております。今更ではあります、今一度、滋賀の守り育てるべき風景とはどのようなものか説明いただけますか。</p>
事務局	<p>滋賀の守り育てるべき風景については、基礎資料ファイル（滋賀県景観審議会関連例規集）の中の「湖国風景づくり宣言」に記載しております。</p> <p>湖国風景づくり宣言では、13 市も含めた滋賀県全体の風景づくりに関して、滋賀の風景の特性を分析した上で、景観施策を進める上での理念や基本目標等を定めております。具体的には、琵琶湖、水辺、山並み、田園といった「ひろがりの風景」、歴史街道、幹線沿道、河川といった「つながりの風景」、集落、里地里山、まち、歴史、祭り、営みといった「地域らしさの風景」、これら 3 つの風景を守り育てていくということを掲げております。</p>
委員	<p>滋賀の中でも地域によって様々な風景があるということを確認いたしました。自然と古き良き街並み、そして新しいこれから生まれてくる街並みというものも滋賀の風景だなということを感じました。</p>
委員	<p>資料 1 のスライド 11～16 にあるように、湖国風景づくり宣言を踏まえて、どういう方針で屋外広告物行政を進めていくのかという点について、「屋外広告物行政に関する基本方針」(案)というかたちで作成させていただきました。広告物には、社会・経済・文化活動を反映した賑わいのある景観を作り出す重要な要素であるという積極的な側面と、無秩序に設置される場合には景観に対して悪影響を与えてしまう側面という 2 つの側面があります。それを踏まえて、最低限の基準はしっかりと定め、加えてより</p>

	<p>積極的な景観形成を図るために誘導・活用施策を進めていくという2つの方策を位置付けています。本案件の議論では、条例・規則の見直しを中心に最低限のルールを定める部分に軸足を置いています。今後の課題として、誘導・活用施策も進めていくことはしっかりと頭出しをしていきたいということでございます。これらについて、部会長として事務局と詰めさせていただきました。</p> <p>また、「ひろがりの風景」、「つながりの風景」、「地域らしさの風景」、そして「風景を守り育てる人づくり」という湖国風景づくり宣言が掲げる4つの目標を意識して屋外行政を進めるということも明記しております。屋外広告物は行政の取組みだけではなくて、やはり広告主や県民の視点や協力も必要ですので、4つとも関連させながら基本方針として設定していきたいと考えております。こういった全体の中での位置づけについてもご理解いただきながら、議論を深めていただければと思います。</p>
委員	<p>私も基本的な方針が非常に大事だと思っています。そして、「風景を守り育てる人づくり」という目標がありますが、広告物を作る人に、広告景観に関して、しっかりと意識を持っていただくことが大切だと思っています。</p> <p>しかし、景観計画に色々な目標や方針を書いているだけでは、なかなか読んでもらえないということもあります。そこで、スライド37にある許可申請書類の検討の中で「景観配慮上の工夫」という項目もありますが、例えばチェックシートを用意して、広告主等の申請者にチェックしてもらような工夫をしてはどうでしょうか。例えば、評価項目を用意しておいて、1点・2点・3点というかたちで自己評価でチェックしていただくようなイメージです。「色彩が周囲と調和しているか」、「大きさはどうか」、「視認性はどうか」、「ひろがりを感じられるようになっているかどうか」、「つながりを感じられるようになっているか」、「地域らしさを感じられるようになっているか」など、定性的なものになると思いますが、ある程度自己評価をしやすいように工夫して、許可申請書類として添付していただくというかたちにしてはどうでしょうか。これを繰り返していくことで、広告景観に対する意識が高まっていき、「風景を守り育てる人づくり」につながっていくのではないかと思います。</p>
事務局	<p>たしかに「景観配慮上の工夫を自由記述で書いてください」というかたちでは、中々書けない方もいらっしゃると思います。チェックシートという手法は非常に有効だと思いますので、検討したいと思います。</p>
(非自家用広告物について)	
委員	<p>一般広告物の解禁を案として示されているが、そもそも「一般広告物」とはどのような定義のものなのか、改めて説明いただけますか。</p>

	<p>また、今まで規制されていたものを解禁するのはどういう意図によるものなのか説明をお願いします。</p>
事務局	<p>広告物の定義に関してですが、現行規制も含めて、まず「自家用広告物」か「非自家用広告物」という分類で、大きく2つに分けております。「自家用広告物」は店舗や住居があり、そこに店名や名称を表示するというようなものになります。「非自家用広告物」は自家用広告物以外のものということになりますが、店舗等がなくても広告として表示されるようなものが該当します。</p> <p>現行規制において、広告物の基準や設置の可否等の規制の中では、「自家用広告物」は店舗等があれば必ず設置する必要があるものとして、例えば禁止地域であっても設置できるというような規制になっていました。「非自家用広告物」は必ずしもそこに設置する必要のないものということで、禁止地域では設置できないという前提となっていました。ただし、たとえば案内図板については、社会生活上必要なものであるという位置づけもあり、非自家用広告物の中でも、案内図板とそれ以外の広告物で区別をしておりました。矢印や地図といった案内誘導表示があるものは案内図板として定義し、禁止地域でも設置できるような規制となっております。このような区分をした上で、それぞれ設置の可否に差をつけた規制としていたのがこれまでの考え方です。</p> <p>今回の見直し検討の議論の中では、案内誘導表示の矢印もデザイン的には不格好で景観的によくないということや、案内誘導表示を40%以上記載すれば、残りの60%では単純な広告として使われている実態があるということなどが、現状の問題として提起されておりました。そうであるならば、案内誘導表示に拘らずに、一般広告物も認めていくほうがいいのかという議論もあって、一般広告物の解禁という案を示しているというものでございます。</p> <p>なお、案内図板については、自動車交通からの視認性の確保を意識した面積基準案としていますが、案内図板でなければ自動車交通からの視認性は必須事項ではないので、一般広告物については、より厳しい基準で案を示しております。</p>
委員	<p>滋賀県の景観を考えるならば、屋外広告物はゼロのほうがいいのだと思いますが、社会・経済活動の中で必要最低限のものは、デザインなりを良くした上で認めていく必要はあると思います。案内図板は、この交差点のこの位置にないと目的地の案内をしっかりとできない部分があるので、必要なものと言える部分があると思います。実態として単純な広告として使われているから、一般広告物を解禁するというのには、少し疑問を感じま</p>

	<p>した。そこになくてもいいものがどんどん増えてくるということになるのではないのでしょうか。矢印が不格好だということも、デザインの問題として別途解決していくべき問題であると考えます。</p>
委員	<p>非自家用広告物については禁止も含めた規制をかけているが、案内図板であれば設置できるというのが今までの規制のかたちでした。道案内として公衆の利便に資するものなので、設置を認めるというのが本来の趣旨なのですが、実質的には、単純な広告としての性格のものが多く設置されていたという現状があります。そうであるならば、一般広告物としてしっかりと広告としてのコントロールをかけたほうが妥当ではないかということで議論を進めてきたものです。基準はより厳しいものになるということではよかったですよね。</p>
事務局	<p>はい、面積基準では、一般広告物は案内図板の半分の面積としていますし、色規制等も含めて基準を設定しています。</p>
事務局	<p>本件見直し検討においては、最初的前提方針として、「建てさせない規制」から「建っても大丈夫な規制」にすることとも掲げております。その方針からしても、「一般広告物は禁止」ということではなくて、一般広告物も建ててもいいが、しっかりと景観に配慮したものにさせていただくことを大前提として、解禁という判断をしたいと考えているものです。</p>
委員	<p>スライド 92 の写真を見ていただいてもわかるように、案内誘導表示を40%確保しておけば、あとは単純に広告として使っているという看板もあったので、一般広告物なら一般広告物としてしっかりとコントロールをかけていくようにしようという意図で今回の見直しをしているかたちになります。</p>
事務局	<p>この審議会での議論の中でも、当初から、景観に悪い影響を与えている広告物の筆頭として、この案内図板、非自家用広告物があがっておりましたが、「建てさせない規制」から「建っても大丈夫な規制」へという方針の中で、しっかりと基準を設定しようということで議論を進めてきました。</p> <p>また、今回解禁して終わりではなく、解禁後の状況もしっかり評価していく必要はあると思います。実際に解禁したら、想定した効果をあげていないという状況になる場合は、改めてより厳しい基準を作るとか、禁止に戻すといった検討も必要となるかもしれません。その点については、広告事業者にもしっかりと認識していただく必要があると考えています。</p>
委員	<p>一般広告物については、地域区分に関わらず一律に解禁するというものでしょうか。例えば多賀大社周辺等は第1種地域、河川等は第2種地域であって、これらの地域は特に景観保全を図っていくべき地域だと思います</p>

	<p>ので、一般広告物を解禁してよいのか疑問に感じます。案内図板であれば、そこにある必要があると言えるかもしれませんが、一般広告物はそういった地域に必要とは言えないと思います。基準等で規制をかけていくとしても、そもそも本当に必要なのかということを思いました。</p>
事務局	<p>多賀大社周辺等については、現行規制では禁止地域等に個別に指定されているわけではなく、比較的規制の緩い地域に含まれている区域もありますので、これらの地域では現行規制でも一般広告物を設置することが可能な状況です。多賀大社周辺等は、人通りや自動車交通が多い地域ではないので、単純に広告掲出ニーズが低く、結果的にあまり一般広告物が多くない状況となっています。今回の見直しは、多賀大社周辺を新たに第1種地域という一番厳しい規制地域に新たに指定するものとなります。</p> <p>むしろ実質的に解禁されるという意味では、国道沿道などが該当し、現行規制では野立広告物については案内図板に限っております。今回の見直しではそこを解禁していく案となります。これらの地域は広告掲出ニーズが高い地域ですので、一般広告物の解禁については、第1種地域よりも第3種、第4種地域を中心に議論していただいたほうがよいかもしれません。</p>
委員	<p>規制の解禁等については、地域区分を設定している中でどこにどうメリハリをつけていくのか、一般広告物と案内図板の関係がどうなのかというところで、今回の見直しの趣旨がしっかり伝わるようなわかりやすい説明ができるよう資料の表現に工夫をいただければと思います。</p>
委員	<p>非自家用広告物については、板面が四角形以外の場合も想定されるということで資料に記載があります。四角形でなければいけないということではないのですが、せっかくグリッド線に合わせて整序化を図っていこうとしているのに、こういったものを認めるのはどうかと思います。</p>
事務局	<p>いまの案では、四角形以外のものを規制するものとはなっていないので、仮に四角形以外のもので申請があった場合には、グリッド線での審査をするという考え方を示しています。四角形に限定すべきだということまで踏み込んだ規制を行うべきかどうかについては議論いただきたいと思います。</p>
委員	<p>非自家用野立広告物の整序化に関する規制は、文言としてはどのような表現を想定していますか。私も四角形でない特殊な形状のものはなるべく防いだほうがよいと思います。運用の話になるかもしれませんが、一定コントロールしていく必要があります。</p>
事務局	<p>基準の表現としては、近傍の他の非自家用野立広告物と形態・位置が揃っていることという定性的なものを想定しています。グリッド線への内接もしないような本当に特殊な形状のものであれば、許可しないようなこと</p>

	<p>はありうると考えます。ただ、特殊な形状の板面にしますと制作コストもかかりますので、こういったものが多数設置されることはないと考えています。</p>
委員	<p>案内図板については、案内図板と案内先の店舗等との距離関係は特に規制はないのでしょうか。例えば、200m先、300m先というレベルで道順通りに進めば到着するものと、道順も定かでなく2 km先、3 km先というレベルのものでは性質が異なると思いますので、その視点での規制があってもいいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>県内の市では、案内先の事業所から一定の範囲内では案内図板の設置を認めないとする基準を設定しているところがあります。県条例でもそういった案内先との距離関係の基準を設けるといことは検討できると思います。一般広告物の解禁との関係も考慮して検討させていただきます。</p>
委員	<p>新規に設置されるものも含めて、街の広告物が新しい基準に適合したものに変わっていった場合を考えると、まだまだ規制としては緩いのではないかと思います。形もあまり整わず、大きさもバラバラのものが設置される可能性があるため、すっきりと統一感のある景観になるのかという新しい基準でも不十分な部分があると思います。</p> <p>交差点に乱立する案内図板を例にとれば、高さも大きさも色もバラバラなので、興味のない人から見たらただの落書きが乱立しているのと同じに見えてしまいます。また、現状の案内図板は、矢印や誘導表示以外の写真やキャッチコピーなども入っているものがありますが、案内図板に記載できる内容は、あくまで矢印や距離などに限定されるというのは、一市民からしたら当たり前の話だと思います。案内図板なら案内図板としてデザイン等についてしっかりコントロールしていくことが必要ではないかと思います。</p>
委員	<p>今回の見直しでは、非自家用の野立広告物が無秩序に乱立している状況を回避していくということが一つの大きな目標になってくるものと思いますし、これらを少しでも整えていくことができれば、それだけで景観的によい状況に近づいていくのではないかと思います。建つのは仕方ないということであれば、整えていくということをルール化して全体に波及させていくということが目標となると思います。</p> <p>統一感という観点では、今回の基準案では、色彩や文字サイズや矢印のデザイン等を統一して周囲の景観に沿ったものにしていくところまでは期待できないのですが、広告物のアウトラインやスカイラインを整えていくことで、山並みや沿道の風景と調和をさせていくことに繋がればと思います。支柱の色を茶色で統一するという基準は導入しているため、その</p>

	部分では一定の秩序だった統一感を出していけるのではないかと感じました。
委員	6 町域においては、非自家用野立広告物が乱立している場所というのは具体的にどれぐらいあるのでしょうか。
事務局	網羅的には調べていないので具体の箇所数をお答えできないのですが、数としては限られると認識しています。大津市や草津市などになると多くの交差点で乱立が見られますが、6 町域ではそれと比較すると少ない状況だと思います。
<b>(広告物の安全性向上について)</b>	
委員	<p>一定規模を超える広告物については、工作物確認申請が必要となりますが、審査を通そうと思うと頑丈な構造にしなければなりませんので、併せてコストも上がります。施主の要望に応えるために、コストを削減し、申請通りの施工をしないような事例も全国的に発生していると思われ、これは非常に問題だと思います。広告物の規制の中でどこまで取り組めるのかわかりませんが、工作物確認申請が必要な広告物がしっかりと申請通りに施工されているのかチェックする機能が必要だと思います。業界全体として襟を正すという意味でもしっかりと取り組んでいかないといけない課題だと思いますが、業界だけでクリアできるものでもないの、官民で力を合わせて取り組む必要があります。</p> <p>具体的には、確認申請を通したものについて、中間検査、完了検査を第三者が行うのが一番良いですし、なかなかそこまではできないのであれば、施工が正しく行われたことを示す工事途中の写真等を行政や検査機関なりに提出させるといったことも考えられます。</p> <p>景観という点とは違いますが、広告物については安全という点も重要ですので、安全面に関してもしっかりと検討していただきたいと思います。</p>
事務局	<p>工作物確認については、建築基準法に基づくものになり、所管が異なるのでどこまでお答えできるかというのはありますが、以前と比べますと事業者のコンプライアンス意識は高まってきている状況にございます。以前であれば、建築物であれば完了検査を受けるが、工作物だと完了検査を受けないというケースも多々見られましたが、行政や民間検査機関からも事業者に対して検査を受けるよう促していますので、以前と比べると完了検査を受ける割合は増えていると思います。</p> <p>また、屋外広告業者におかれては、自社で施工したものは検査を受けているとしても、所有者等が変わって途中から点検等の依頼を受ける場合にも、当初の検査がなされていないという場合にはどうしたものかとお困りになることがあると思います。最初の検査、そしてその後の経年の中での</p>

	<p>検査、点検等の積み重ねが広告物の安全につながってきますので、屋外広告物行政を担う立場としても安全面を十分意識しながら取り組みたいと考えております。</p>
委員	<p>広告物単独で確認申請の対象となるものや、建築物に付帯しているものなどケースバイケースになると思いますが、それぞれの広告物についてどのようなチェックが働くのか働かないのかという点について、所掌関係も含めて一度整理しておいていただければと思います。</p> <p>また、広告物の継続許可申請の際に、図面がないとか過去の資料がないということで困るケースもあると聞いているので、あわせて整理をした方がよいと思います。</p>
事務局	<p>あとから設置されるものは、行為に応じて確認申請の要否が変わってきます。建築物については、3年に1回の定期報告があり、あとから設置された広告物等がある場合にはそれらも含めて点検をすることになっています。また、広告物の点検資格については、今回の見直し案としては、建築士等の追加を提案させていただいております。</p>
委員	<p>広告物の安全点検に係る資格要件について、「広告物点検技士」を追加する案とされているが、この資格を保有している人は、ほとんど東京に集中しており、滋賀県内で取得している人は数人だけではないかと思います。この資格の現状や信頼性等についてはもう少し調べてみたいと思っています。</p>
事務局	<p>広告物点検技士については、現在のところ全国で600名程度、開催地も東京のみですので、滋賀県でお持ちの方は少ないと思われます。H28年にできた資格でまだ歴史も浅いので、この資格を有している方の技能等の評価についてはまだ定まっていない部分もあるかと思います。点検資格として適切なのかという点はもう少し精査したいと思います。</p> <p>なお、現行規定において、屋外広告物講習会修了者も点検資格として認めておりますが、点検資格としてどこまで能力を担保できるのかという疑問の声がかねてから挙がっております。現状で認めている資格も含めて、将来的に何が適切なのかということについては、継続的に検討を進めていく必要があると思っています。</p> <p>一方で、民間の業界側において、資格を作り、講習を行って、点検の技能をもった方を増やす取組みをいただいているということは、行政としてもバックアップしていくことが重要だと考えております。こういった動きに対して点検資格として認めていくことも、業界全体として広告物の安全性を向上させていくという点では必要な観点だと思っています。もちろん中身の伴わない資格を認めることはできませんが、単に「実績がな</p>

	<p>いから認めない」というのも少し違いますので、バランスを取りながら改めて検討させていただきたいと思います。</p>
<p>(新ルール移行後の運用について)</p>	
委員	<p>規制を見直して新基準を設定すると、既設の広告物を改修していかなければいけないので、広告主等には負担になると思います。</p> <p>また、非自家用広告物については、大きさや支柱の色を揃えるという基準の提案をいただいている点は良い提案だと思いますが、同じ場所に複数の業者が看板を建てていて、それぞれ規格が違うということが現状としてあります。それを揃えていくときには、誰が誰の規格に合わせていくのかということが問題になると思います。行政が仲立ちをして調整するのか、あるいは業者同士で話し合ってくださいということで期限だけ切るのかという点は、実際に制度を運用して、新基準への適合を実現させていく際には考えておく必要があると思いました。</p>
事務局	<p>既設の看板を新基準に適合させていくことについては、今回の見直しでは、比較的長めの経過措置期間を設けることとしております。もちろん新規で設置するもの、途中で変更する場合や経過措置期間が切れるときには新基準に適合していただく必要がありますが、なるべく広告主の経済的な負担がかからないよう一定の経過措置期間を設けているという点をご認識いただければと思います。</p> <p>看板を揃えていくにあたっての複数の事業者間での調整については、許可事務権限のある6町の判断にはなりますが、行政が一定の役割を果たす必要はあると思いますし、併せて業者様同士での自主的な努力をお願いする場合も出てくるかと思えます。新基準への適合が円滑に進むよう、有効な手法を引き続き検討させていただきます。</p>
<p>(わかりやすい規制)</p>	
委員	<p>地域ごとにきめ細やかに基準を設定していくことは必要ですが、もう少しだけでも規制をシンプルにすることができないかということを感じます。</p>
事務局	<p>現行規制で複雑な条件分岐等があったのと比べると改正案のほうがシンプルになっているものと認識しております。細かい規制や基準があるのでは事実ですが、シンプルにしすぎると例外的なものを処理しきれない場合もありますので、例外的なものへの配慮と、シンプルでわかりやすい規制というもののバランスを図る検討もさせていただいた上で、いまのような案になっておりますので、これ以上シンプルにするというのはなかなか難しい状況です。</p> <p>地域区分については7種類あり、それぞれ地域ごとに基準が異なります</p>

	<p>が、基準を暗記する必要はありませんので、地域さえ特定して基準表を見れば、どの基準に適合する必要があるのかがわかるようにはしております。</p>
<p>(良好な景観形成に向けた取組みについて)</p>	
委員	<p>これまでの見直し検討の議論の中で、当初もっと厳しい基準案が出ていましたが、実情等をふまえ基準の調整をはかり、今回最低限の基準をしっかりと決めていくということでまとまりつつあるかと思えます。</p> <p>許可を出す出さないという最低限の基準を中心に検討してきたわけですが、一方で、今後より良い広告景観を形成していくには、推奨基準を上乗せで設定するとか、一定規模以上の広告物については景観アドバイザーや景観審議会・広告部会にはかかってもらうとか、そういった段階を付けて規制・誘導をはかっていくことも視野に入れる必要があります。</p> <p>例えば今日の提案の中でも、申請書類の検討で、景観シミュレーション画像や景観配慮の工夫の記載等がありますが、これらはどのように記載したとしても許可自体は通ってしまう可能性もあります。ので、規定上・運用上どのように位置付けるかの検討が必要です。</p> <p>今後の作業になるのかも知れませんが、積極的に良好な景観を作っていく取組みとして、推奨基準や運用上の工夫等をしっかりと検討していく必要があります。</p>
事務局	<p>関連しての補足説明ですが、許可の審査における一般基準として、「景観を損なうものでないこと」という基準を設けておりますので、本当に悪影響のあるものであれば、この基準を適用して不許可にする場合はありえます。その際の判断根拠の材料として景観シミュレーション画像を活用するという事を考えております。</p>
<p>(県内 13 市への展開について)</p>	
委員	<p>県内 13 市にも今回の取組みを波及させていくこと自体は良いと思いますが、実際に導入・運用してみてもの効果を検証することは必要だと思います。あまり焦って展開するのではなく、検証した上でさらに良くできることがあるのであればそれも加味した上で 13 市に展開していくという段階を踏んでいくことも考えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>取組みの効果を検証することは非常に重要な視点だと思います。失敗しているのに、県が導入したのだから市でも導入くださいということはありませんので、有効だと言える規制について展開されていくべきものと考えます。ただし、県が導入したものについて 13 市でも積極的に検討してほしいという思いは前提としてありますので、結果の検証を待たずとも県の取組みを参考にして順次検討に着手していただけるよう働きかけをし</p>

	ていきたいと考えています。
(資料について)	
委員	資料2(地域区分図)は小さすぎるので、次回出していただく機会があるのであれば、A3サイズで印刷していただきたいと思います。また、地形や土地利用の状況と見比べながら議論できるように航空写真も併せて見せていただきたいと思います。
事務局	資料が小さいということについては次回改善させていただきます。航空写真については縮尺等が規制地域区分図と同じではありませんが、別冊資料ファイルをご用意しておりますので、ご覧になっていただければと思います。
(今後の進め方について)	
委員	資料の中で趣旨がうまく表現できていなかった部分や確認等が必要な部分も一部ありましたが、おおむね基本的方向としては定まってきたと思います。 今後の進め方について、事務局からお願いします。
事務局	本日いただいた意見の扱いについては、部会長に一任していただきまして、今後の関係機関への意見照会に向けては、事務局と部会長で調整させていただければと考えておりますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。
(異議なし)	
委員	一部、委員さんに個別相談等することもあるかも知れませんが、基本的方向としてはこのような形で最終段階に向けて進めさせていただきたいと思います。なお、追加説明が必要な部分など何かあれば、事務局にご照会ください。また、今回の規制等の検討をふまえ、次の段階に繋がるご意見等もあるかと思っておりますので、それらについても引き続き頂戴できればありがたく存じます。
(今後の予定)	
事務局	本日いただいた意見を踏まえて部会長と調整の上、「見直し案たたき台」を精査し、関係機関への意見照会等、詰めの作業を進めてまいります。 また、関係機関への意見照会が出てきた意見については、対応の検討をすることとなります。大きな変更が必要になる場合は広告部会で改めて議論していただくことになると思いますが、その場合は12月下旬頃に部会を開催したいと考えております。大きな変更が生じない場合は、各委員に個別に報告させていただこうと考えております。 その後、現在は「たたき台」としてありますが、これを「案」とした上で、3月頃の景観審議会全体会で正式に諮問させていただき、最終的なご

	審議と答申をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。全体会の開催にあたっての詳細は会長と調整してまいります。
--	---

以上